

近畿基発第 13 号
令和 3 年 2 月 15 日

事業主様
事務ご担当者様

近畿化粧品企業年金基金
理事長 西村 元延
(公印省略)

当基金にご提出いただく書類における押印廃止について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当基金の事業運営につきまして、格別のご協力を賜わり、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年 12 月 25 日付で「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」が交付され、行政手続き上、押印が求められている書類のうち、確定給付企業年金法の改正が必要なものを除き押印義務が廃止されました。

これらを踏まえ、当基金にご提出いただく適用・給付関連の各種届出書等については押印を廃止することといたしましたので、お知らせいたします。

なお、旧様式についても、従来通りご使用いただけますのでよろしく願いいたします。(押印がなくても受理いたします)

敬具